

第4次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務委託
プロポーザル実施要領

この要領は、桜井市が、第4次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1. 業務の概要

(1) 業務名称

第4次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務

(2) 業務の目的および内容

別紙、「第4次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託上限額

7,590,000円（消費税および地方消費税を含む。）

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年度桜井市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 令和3年4月1日以降に、障害者基本計画または障害福祉計画、障害児福祉計画の策定支援業務（複数計画の一体策定を含む。）を元請として完了した実績を有すること。ただし、アンケート調査や印刷など業務の一部のみの実績は認めない。
- (3) 国税及び桜井市税を滞納していないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 桜井市契約規則第2条の2の規定に該当しないこと。
- (6) 参加申込書の提出の日から第2次選考結果通知の日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 桜井市暴力団排除条例（平成23年12月桜井市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団に該当せず、かつ会社の代表者、役員及び使用人が同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。

3. スケジュール

項目	期日
(1)実施要領等の公告	令和8年4月7日（火）
(2)質問書の受付期限	令和8年4月13日（月）午後5時まで
(3)質問書に対する回答	令和8年4月15日（水）本市ホームページで公表
(4)参加申請書の受付期限	令和8年4月20日（月）午後5時まで
(5)第1次選考（実績書類選考）	令和8年4月22日（水）
(6)第1次選考結果通知	令和8年4月23日（木）電子メールおよび郵送
(7)企画提案書等の受付期限	令和8年5月13日（水）午後5時まで
(8)第2次選考（企画提案選考）	令和8年5月19日（火）
(9)第2次選考結果通知	令和8年5月下旬 電子メールおよび郵送

4. 選定方法

事業内容の品質をより高めることを目的とするため、公募型プロポーザル方式により選考を行い、優先交渉権者と次点提案者を選定する。なお、審査にあたっては、申請者を特定せずに行うため、申請書作成の際に注意すること。

※ 別紙「第4次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務委託プロポーザルにかかる参加申請及び企画提案書類作成要領」（以下「作成要領」という。）を参照

(1) 第1次選考（実績書類選考）

参加申請書の提出により、業務実績等から業務体制に関する書類審査を行い上位3者程度が第2次選考（企画提案選考）に参加できるものとする。

(2) 第2次選考（企画提案選考）

企画提案書の提出により、プレゼンテーション審査を行う。

(3) 優先交渉権者等の選定

第1次選考及び第2次選考の評価得点の合計点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次に高い者を次点提案者とする。なお、最高得点者が複数ある場合は、見積金額の低い方を優先交渉権者として選定し、次に見積金額の低い者を次点提案者として選定する。なお、第1次選考及び第2次選考の合計点数が6割を超えない場合は選定しないものとする。

5. 募集期間（申請書等様式配布期間及び場所）

(1) 配布期間

令和8年4月7日（火）から4月20日（月）まで

(2) 配布場所

桜井市ホームページからダウンロード

<https://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/hukushihokenbu/syakaihukushika/sien/news/9893.html>

6. 質問の受付及び回答

実施要領等の記載の内容に関して、質問がある場合は、質問書（様式1）にその内容を記載し、電子メールにて提出すること。なお、メール送信後に必ず電話連絡すること。

(1) 提出期限

令和8年4月13日（月）午後5時まで

(2) 提出先

メールアドレス：shakaifk@city.sakurai.lg.jp

(3) 回答方法

令和 8 年 4 月 15 日（水）に、全ての質問に対する回答を記載した様式 2 を本市ホームページで公表する。その際、質問者の素性は公開しない。なお、質問に対する回答は、実施要領の追加または修正とみなす。

7. 第 1 次選考（実績書類選考）に関する事項

(1) 提出書類（別紙、「作成要領」を参照のこと）

- ① 参加申請書（様式 3）
- ② 誓約書（様式 4）
- ③ 会社概要書（様式 5）
- ④ 業務実績調書（様式 6）
- ⑤ 業務実施体制調書（様式 7）
- ⑥ 配置予定者調書（様式 8）

(2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留または書留にて受付期間内に必着）

(3) 提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1
桜井市役所 本庁舎 1 階 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係

(4) 受付期間

令和 8 年 4 月 7 日（火）から 4 月 20 日（月）午後 5 時まで
（持参の場合：土・日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで）

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 1 部

※ 提出書類は返却しない。

※ 副本は、参加者の法人名を特定できる情報を記載しないこと。

※ 使用する印鑑は、令和 8 年度桜井市入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に押印されている印鑑を使用すること。ただし、副本は押印不要とする。

8. 第 1 次選考（実績書類選考）の方法について

(1) 審査委員

第 4 次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。委員は、庁内関係部課の 4 名で構成する。

(2) 審査方法

申請者から提出のあった参加申請書について、選定委員会で審査を行う。

(3) 審査項目

「第 4 次桜井市障害者福祉基本計画策定支援業務委託プロポーザル審査項目及び選考基準」（以下「審査項目及び選考基準」という。）のとおり。

(4) 審査結果の通知

全ての申請者に対し、令和 8 年 4 月 23 日（木）に参加資格確認通知書（様式 9）を電子メールおよび郵送にて通知する。

9. 第2次選考（企画提案選考）に関する事項

（1）提出書類（別紙、「作成要領」を参照のこと）

① 企画提案書等提出書（様式 10）

② 企画提案書（様式 11、10 枚以内）

提案内容は別紙仕様書に基づいた記載とし、すべて事業者自ら実現できる範囲のもので、具体的に記載すること。

③ 業務工程表（様式任意、A4 用紙 1 枚）

④ 見積書（積算内容記載・様式任意、A4 用紙 1 枚）

（2）提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留または書留にて受付期間内に必着）

（3）提出場所

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市役所 本庁舎 1 階 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係

（4）受付期間

令和 8 年 4 月 23 日（木）から 5 月 13 日（水）午後 5 時まで

（持参の場合：土・日曜日及び祝日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで）

（5）提出部数

正本 1 部、副本 4 部

※ 提出書類は返却しない。

※ 副本は、参加者の法人名を特定できる情報を記載しないこと。

※ 使用する印鑑は、令和 8 年度桜井市入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に押印されている印鑑を使用すること。ただし、副本は押印不要とする。

10. 第2次選考（企画提案選考）の方法について

（1）審査委員

本実施要領 8.（1）に記載のとおり。

（2）審査方法

提案者から提出のあった企画提案書について、プレゼンテーション（20 分）およびヒアリング（10 分）により選定委員会が審査を行う。

※ 審査は令和 8 年 5 月 19 日（火）に対面形式で実施する。なお、開始時間や場所等の詳細については、4 月 23 日（木）以降に参加者へ通知する。

※ 出席者は主たる担当者（必須）を含む 3 名までとし、プレゼンテーションは提出された企画提案書の内容に基づいて行うこととする。提案書の内容を説明のために再構成することや、スライドの枚数に制限は設けない。ただし、提案書に記載されていない新たな提案や、未提出の追加資料の配布は認めない。

※ プレゼンテーションの方法は任意とするが、パソコン等の機材は参加者で用意すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が用意する。

（3）審査項目

本実施要領 8.（3）に記載のとおり。

(4) 審査結果の通知

全ての提案者に対し、令和 8 年 5 月下旬に公募型プロポーザル選定結果通知書（様式 13）を電子メールおよび郵送にて通知する。また、優先交渉権者は、本市ホームページで公表する。なお、選定結果及び審査内容に関する問い合わせには応じない。

1 1. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉権者となった者は、あらためて見積書を提出するものとする。契約に必要な事項の協議を行い、協議が整い次第、速やかに本業務の契約を締結する。

ただし、優先交渉権者と協議が整わない等の理由で契約が不調となった場合は、次点提案者を交渉権者として協議を行う。

(2) 契約者

桜井市

1 2. その他

(1) 本プロポーザル選考に参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加申請書の提出後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、辞退届（様式 12）を桜井市社会福祉課へ持参または郵送（簡易書留または書留）にて提出すること。

(3) 提出された参加申請書及び企画提案書等は、提出期限以降における再提出は認めない。なお、提出期限内であっても部分的な差し替え及び追加は認めないものとし、再提出があった場合は、最後に到達したもののみ審査の対象とする。

(4) 企画提案書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、企画提案書等を公開する場合がある。

(5) 見積金額は契約金額を保証するものではなく、本業務に係る費用の見込み額とする。

(6) 配置予定者調書（様式 8）に記載した配置予定者を変更等することは認めない。なお、受託後の業務執行にあたり、病休、死亡、退職等の特別な理由の場合はその限りではない。ただし、変更にあたっては、同等以上の者とし、変更を必要とする理由及び変更後の担当者について桜井市が求める資料を提出し、了解を得るものとする。

(7) 提案内容は、仕様書の一部として契約に反映するものとする。

(8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(9) 本プロポーザルの参加にあたっては、言語は日本語、数字はアラビア数字、通貨は日本国通貨、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位を使用すること。

(10) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

1 3. 応募・問い合わせ先

〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の 1

桜井市 福祉保健部 社会福祉課 障害福祉係

電話：0744-42-9111（内線 2121）

担当：米田・中西